自動車管理(計画・変更計画書・報告)書

令和4年8月1日

(宛先) 滋賀県知事 様

提出者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 滋賀県大津市京町四丁目1-1

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県COっネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

第44条第3項において準用する同条例第25条第3項 第46条第1項・第46条第2項において読み替えて準用 第45条第1項 第46条第2項において準用する同条例第45条第1項

第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項 する同条例第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項

の規定に基づき、 自動車管理計画を策 自動車管理報告書を

定(変更) 作成

しましたので、提出します。

1 事業者に関する事項

<u> </u>	尹未行に対する事例					
事業者の氏名 (法人にあっては、名称 および代表者の氏名)	滋賀県知事 三日月 大造					
事業者の住所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	大津市京町四丁目1-1					
県内事業所数	179	事業所				
県内自動車使用台数	802	台				
自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量		t-CO ₂				

2 計画期間(および報告対象年度)

٠.								
	計画期間	開始年度	令和4 (2022)	年度	終了年度	令和7 (2025)	年度	
	報告対象年度	年度						

3 <u>計画(内容·実施状況)</u>

計画の (内容・実施状況) 別添のとおり

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

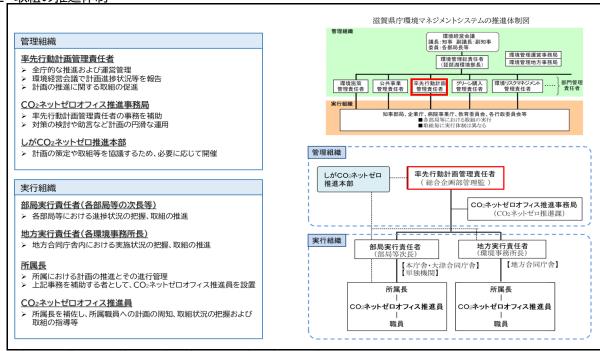
(第1面)

1 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

自動車の排出ガスが地球温暖化の要因であるとともに大気汚染の原因の一つとなっていることから、地球環境の保全およびよりよい生活環境の確保のために、自動車の使用に伴う環境負荷の低減が重要であることを認識し、自動車を使用する業務活動において「CO2ネットゼロに向けた県庁率先行動計画」(CO2ネットゼロ・オフィス滋賀)と連携を図り、以下の項目に留意して計画的かつ着実に対策を実行する。

- (1) 日常業務における自動車の使用による温室効果ガスの排出量を最少限にするため、技術的、経済的に可能な限り、その利用の改善に努める。
- (2) 環境関連の法令を遵守することはもとより、一事業者として率先して、環境への取組を積極的に推進するとともに、各機関においても創意工夫を重ね、自主的な取組の推進に努める。

2 取組の推進体制



備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

(第2面)

3 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容

項目	取組の内容	目標達成確認指標			実施結果
			現状	目標	
自動車使用の 合理化	1 公用車・自家用車の使用自粛 (1)出張における公共交通機関等の利用推進 (2)毎月第4金曜日をノーカーデーとし、努める 2 燃料使用量の削減に努める 2 燃料使用量の削減に努める 2 燃料使用量の削減にイドリングス項目を対し、開員にエコドライブの励行を徹底 (2)各所属において、無費の悪い車について原因調査と対策を実施	公用車燃料使用量	397. 5 KL (令和3年度)	359.2 KL ※令和3年度 (現状)に対し 毎年度2.5% の削減:運輸 部門の削減割 合と同程度	
より温室効果ガス排出量が少ない自動車の 導入 次世代自動車 等の保有比率 を高める取組	公用車の導入および更新についてその必要性を改めて検討して絶対数の抑制に努める導入等する場合は原則として次世代自動車等となる。 ※次世代自動車等とは、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車	乗用車におけ る次世代自動 車導入比率	21.9% (令和3年度)	42.9%	
従業員に対す る自動車使用 に伴う温室効 果ガス排出削 減に関する教 育	各所属においてCO2 ネットゼロオフィス滋賀 に基づく職場研修を実 施	研修実施	全所属で実施	全所属で実施	
その他の取組	公用車駐車場および来 客用駐車場にアイドリン グストップ啓発看板の設 置	看板の設置	設置	設置	

備考 現状や目標については、必要に応じて、文章による記載でも構いません。